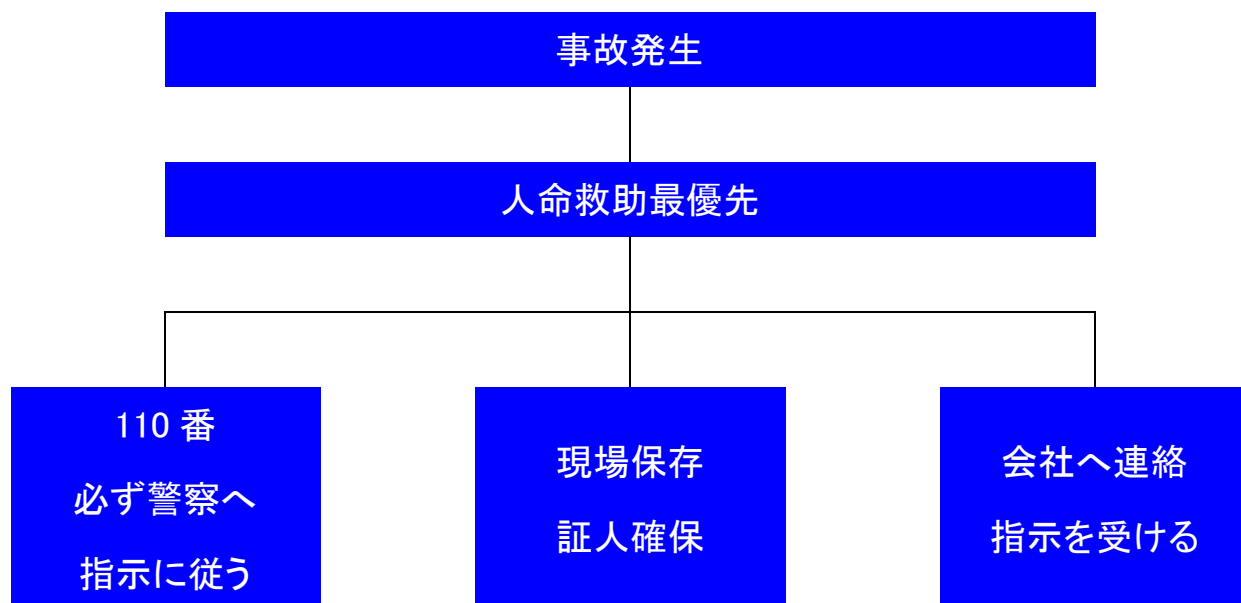


事故発生時の処置（乗務員用）



◎必ずやらなければならないこと

① **人身事故**の場合、軽傷だから、または急いでいるから等の理由で、事故相手、または乗客等が病院、及び警察署へ行かない場合は、後日のトラブルを避けるため、必ず医師の診断書、及び警察署への届け出が必要なことを説明して下さい。

それでも立ち去ってしまった場合は、**必ず最寄りの警察署か交番へ届け出て下さい。(警察官の名前を聞いておいてください)**

あとから事故相手、又は乗客が警察へ届け出た場合、これを怠ると、あて逃げ・ひき逃げの扱いとなる恐れがあります。

② **物損事故**の場合も、人命救助を除けば同じです。

③ 事故の場合、当事者双方とも自分を正当化したい心理が働きます。

証人の確保に努めて下さい。

④ 会社に連絡し、指示を受けてください。